

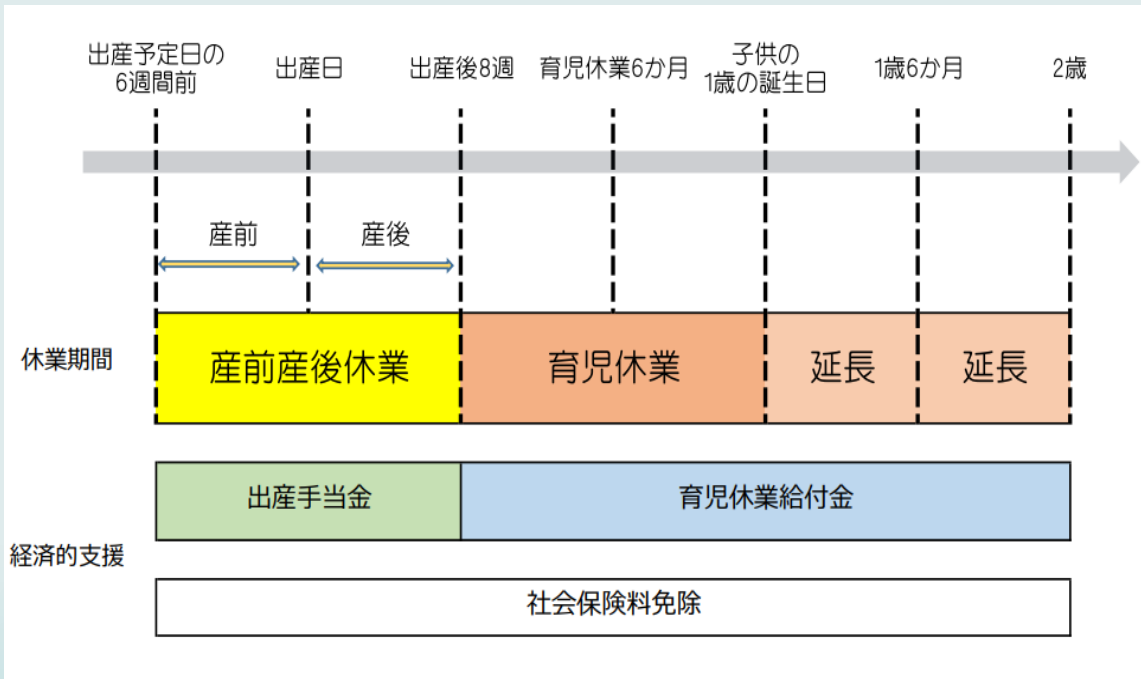
まるわかり 産前産後休業 & 育児休業

令和4年4月現在の法律に基づいて作成されています。

監修：宮崎県社会保険労務士会

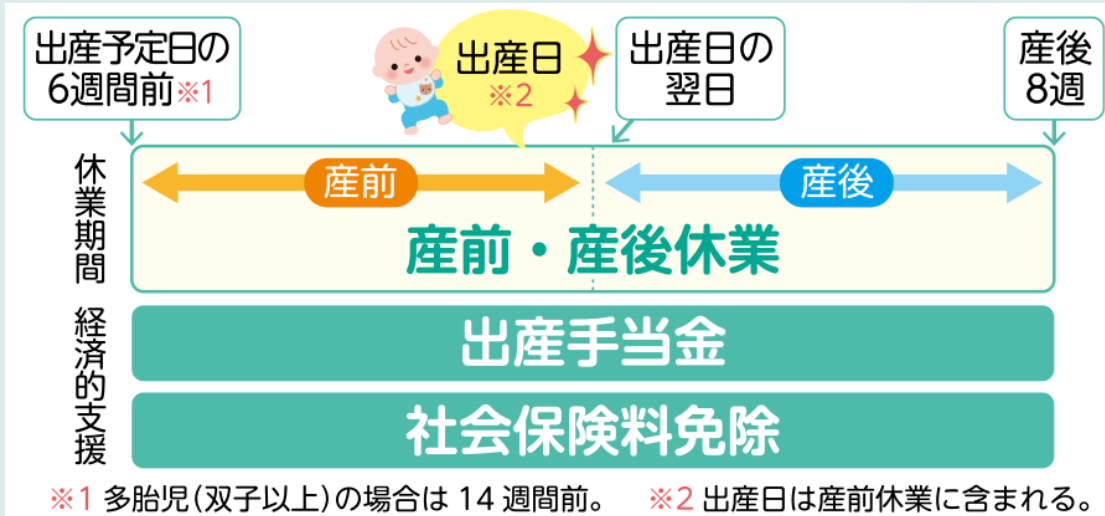
産休 & 育休って どのくらいの期間とれるの？

1



- ▶ 上記の図の通り取ることが出来ます。
- ▶ 具体的には、
 - 産前休業：出産予定日の6週間前から
(双子以上の場合は14週間前から)
 - 産後休業：出産日の翌日から8週間
 - 育児休業：原則、子供の1歳の誕生日の前日まで
(2歳の誕生日の前日まで延長可)

産休ってどういう仕組み？



- ▶ ■産休には「産前休業」と「産後休業」があります
産休は労働基準法に定められている制度です。出産日の6週間前（双子以上を妊娠している場合は14週間前）から出産日までの「産前休業」と、出産日の翌日から8週間の「産後休業」があり、産前休業と産後休業を合わせたものを一般的に産休と呼んでいます。
- ▶ ■産前休業は申し出が必要です
産前休業は、働いている女性が会社に申し出て取得できるものです。体調がよくて本人が出産ぎりぎりまで働きたいと希望すれば、産前休業をとらなくてもかまいません。ただし、妊娠している体の状態を考慮して、重量物を取り扱う業務をはじめとした危険有害業務はできません。
- ▶ ■産後休業期間は原則労働禁止
産後休業期間は、本人の意思にかかわらず働いてはいけないと労働基準法で決まっています。ただし、産後6週間を過ぎ、かつ産後の経過に問題がみられない場合で医師の許可があれば職場に復帰できます。この場合は、医師が働くことを認める診断書が必要となります。

産休ってどういう仕組み？

▶ ■産休は誰でもとれます

従業員に産休をとらせるのは労働基準法で定められた会社の義務です。働いている女性であれば、正社員はもちろん、契約社員や派遣社員、パートなど雇用形態に関係なく、誰でも産休をとることができます。働き始めてすぐに妊娠がわかった場合でも、産休をとることができ、一定期間働いていなければいけないという条件は一切ありません。

会社は産休を許可しないことや、妊娠や出産を理由に女性を解雇することはできません。はっきりと解雇をにおわす言動等の不利益な取り扱いは違法となります。

▶ ■産休中の給与は？

産休をとっている間は、基本的には無給となります。会社によって異なりますが、ほとんどの会社では産休中に給与は支給されません。一方で、勤務先の健康保険に加入していれば、健康保険から出産手当金がもらえます。ただし、国民健康保険に加入している人は出産手当金をもらえないので注意してください。

▶ ■産休中の保険料はどうなるの？

健康保険・厚生年金保険に加入している人は、産休中の健康保険料・厚生年金保険料が免除されます。（保険料については7ページを参照してください。）社会保険料の免除を受けるためには、申請が必要です。ので、あらかじめ担当部署に確認しておきましょう。

国民健康保険に加入している人は、保険料の免除はありません。ただし、国民年金の第1号被保険者として国民年金保険料を支払っている場合は、申請をすれば、産休中の国民年金保険料が免除されます。

産休中に受けられる 経済的支援って何があるの？

- ▶ ■ 出産手当金とは？
出産手当金は、健康保険に加入している人が受けられる給付です。原則として1日あたり、12か月の標準報酬月額の内平均÷30×3分の2を、産休の日数分（最大で98日。双子以上を出産の場合には154日）もらうことができるようになっていています。もし産休中に給与が支給される場合には、出産手当金から給与分を差し引いた額をもらうことができます。産休中に通常の3分の2以上の給与が出る場合には出産手当金は支給されません。
- ▶ ■ 出産育児一時金とは？
出産育児一時金は、健康保険の被保険者または被扶養者、国民健康保険の被保険者が出産したときに、1児につき42万円が支給されます。妊娠4か月以上（妊娠85日以上）の出産に限り支給されますが、妊娠4か月以上であれば、生産、死産、流産(人工流産含む)または早産を問わず、支給されます。
- ▶ 出産手当金・出産育児一時金をもらうためには、必ず申請が必要です。出産手当金は会社の担当部署に、出産育児一時金は出産される医療機関に申請方法を問い合わせ、必要な書類を準備しましょう。出産手当金および出産育児一時金は非課税となります。

育休ってどういう仕組み？



- ▶ ■ 育児休業とは
 育児休業とは、育児・介護休業法によって定められた休業制度のことです。条件を満たせば、正社員だけでなく、パートや雇用期間が定められている人も取得することができます。
- ▶ ■ 育児休業はいつまでとれるの？
 原則、子供の1歳の誕生日の前日までとれます。ただし、保育所に入れない等の理由がある場合は、1歳6か月まで延長が可能です。1歳6か月の時点でも保育所に入れない等の場合は、最長2歳まで延長することができます。
- ▶ ■ 育児休業はどうやってとるの？
 育児休業は会社への申し出が必要です。詳しくは会社の担当部署へ問い合わせてください。
- ▶ ■ 育休をとれる要件は？
 1歳に満たない子供を養育する男女の労働者であれば、申し出により取得が可能です。ただし、入社1年未満の場合や申し出から1年以内に雇用終了予定の場合など、労使協定で対象外となっていることがあるので、就業規則もしくは担当部署への確認が必要です。

また、雇用期間が定められている人は、休業申出の時点で、子供が1歳6か月になる前に労働契約が終了して更新されないことが確実であれば、育休はとれません。更新の可能性がある場合は、取得可能です。

育休中に受けられる 経済的支援って何があるの？

▶ ■育休中の給与は？

育休をとっている間は、基本的には無給となります。会社によって異なりますが、ほとんどの会社では育休中に給与は支給されません。一方で、勤務先で雇用保険に加入している人は、雇用保険から育児休業給付金がもらえます。

▶ ■育児休業給付金とは？

育児休業給付金は、雇用保険に入っている人が受けられる給付です。育児休業期間に会社から給与が支払われなかった場合、休業を開始した日から180日までは、1日あたり休業開始時賃金の67%が支給され、その後は50%が支給されます。

ただし、育休を開始した日前2年間に雇用保険の被保険者期間が通算12か月以上無いと育児休業給付金は支給されないのので、注意が必要です。

また、育児休業を延長した場合、最長2歳まで育児休業給付金を受けることができます。延長申請する際は、保育施設に入れなかったことを証明する書類（市町村より発行された保育所入所保留通知書）が必要です。

▶ ■育休中の保険料はどうなるの？

健康保険料・厚生年金保険料は、育休期間中も免除されます。支払いが免除されても保険料を支払ったものとして扱われるので、健康保険や介護保険の給付は問題なく受けられますし、将来受け取る年金も減額される心配はありません。（保険料については7ページを参照してください。）保険料の免除は月単位となるため、産休から続けて免除をうける場合は、産休にはいった月から育休が終了した日の翌日にあたる月の前月（育休が終了した日が末日であれば育休の終了月）までが免除の対象になります。

国民健康保険・国民年金には、育休中の保険料免除はありません。

▶ ■育休を終了した際の保険料改定

育休を終了した被保険者が、職場復帰後に時短勤務になるなどして給与が低下した場合に、申し出により従前の高い保険料から現在の低い給与に合わせた保険料に即座に改定できる仕組みがあります。

(参考) 健康保険・厚生年金保険料

全国健康保険協会ホームページより

令和4年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和4年3月分～ 適用
 ・介護保険料率:令和4年3月分～ 適用
 ・厚生年金保険料率:平成29年9月分～ 適用
 ・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～ 適用

(宮崎県)

(単位:円)

等級	標準報酬月額	報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				10.14%		11.78%		18.300%※	
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
1	58,000	円以上	円未満						
2	68,000	63,000	73,000	5,881.2	2,940.6	6,832.4	3,416.2		
3	78,000	73,000	83,000	6,895.2	3,447.6	8,010.4	4,005.2		
4(1)	88,000	83,000	93,000	7,909.2	3,954.6	9,188.4	4,594.2		
5(2)	98,000	93,000	101,000	8,923.2	4,461.6	10,366.4	5,183.2	16,104.00	8,052.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	9,937.2	4,968.6	11,544.4	5,772.2	17,934.00	8,967.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,951.2	5,475.6	12,251.2	6,125.6	19,032.00	9,516.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,965.2	5,982.6	13,900.4	6,950.2	20,130.00	10,065.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,979.2	6,489.6	14,842.8	7,421.4	21,594.00	10,797.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,993.2	6,996.6	15,785.2	7,892.6	23,058.00	11,529.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	15,007.2	7,503.6	16,727.6	8,363.8	24,522.00	12,261.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	16,021.2	8,010.6	17,670.0	8,835.0	25,986.00	12,993.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	17,035.2	8,517.6	18,612.4	9,306.2	27,450.00	13,725.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	18,049.2	9,024.6	19,554.8	9,777.4	28,914.00	14,457.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	19,063.2	9,531.6	20,500.0	10,248.0	29,378.00	14,690.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	20,077.2	10,038.6	21,448.4	10,719.2	30,342.00	15,171.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	21,091.2	10,545.6	22,396.8	11,190.4	31,306.00	15,652.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	22,105.2	11,052.6	23,344.4	11,671.2	32,270.00	16,133.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,119.2	11,559.6	24,292.8	12,142.4	33,234.00	16,614.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	24,133.2	12,066.6	25,240.4	12,613.2	34,198.00	17,095.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	25,147.2	12,573.6	26,188.8	13,084.4	35,162.00	17,576.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	26,161.2	13,080.6	27,136.4	13,555.2	36,126.00	18,057.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	27,175.2	13,587.6	28,084.8	14,026.4	37,090.00	18,538.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	28,189.2	14,094.6	29,033.2	14,507.6	38,054.00	19,019.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	29,203.2	14,601.6	29,980.4	14,988.4	39,018.00	19,500.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	30,217.2	15,108.6	30,927.6	15,469.2	40,000.00	20,000.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	31,231.2	15,615.6	31,874.8	15,939.6	41,000.00	20,500.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	32,245.2	16,122.6	32,822.0	16,410.0	42,000.00	21,000.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	33,259.2	16,629.6	33,769.2	16,880.4	43,000.00	21,500.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	34,273.2	17,136.6	34,716.4	17,350.8	44,000.00	22,000.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	35,287.2	17,643.6	35,663.6	17,821.2	45,000.00	22,500.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	36,301.2	18,150.6	36,610.8	18,291.6	46,000.00	23,000.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	37,315.2	18,657.6	37,558.0	18,762.0	47,000.00	23,500.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	38,329.2	19,164.6	38,505.2	19,232.4	48,000.00	24,000.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	39,343.2	19,671.6	39,452.4	19,702.8	49,000.00	24,500.00
36	680,000	665,000	695,000	40,357.2	20,178.6	40,399.6	20,173.2	50,000.00	25,000.00
37	710,000	695,000	730,000	41,371.2	20,685.6	41,346.8	20,643.6	51,000.00	25,500.00
38	750,000	730,000	770,000	42,385.2	21,192.6	42,294.0	21,114.0	52,000.00	26,000.00
39	790,000	770,000	810,000	43,399.2	21,699.6	43,241.2	21,614.4	53,000.00	26,500.00
40	830,000	810,000	855,000	44,413.2	22,206.6	44,188.4	22,094.8	54,000.00	27,000.00
41	890,000	855,000	905,000	45,427.2	22,713.6	45,135.6	22,565.2	55,000.00	27,500.00
42	930,000	905,000	955,000	46,441.2	23,220.6	46,082.8	23,035.6	56,000.00	28,000.00
43	980,000	955,000	1,005,000	47,455.2	23,727.6	47,029.6	23,506.0	57,000.00	28,500.00
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	48,469.2	24,234.6	47,976.8	23,976.4	58,000.00	29,000.00
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	49,483.2	24,741.6	48,924.0	24,446.8	59,000.00	29,500.00
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	50,497.2	25,248.6	49,871.2	24,917.2	60,000.00	30,000.00
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	51,511.2	25,755.6	50,818.4	25,387.6	61,000.00	30,500.00
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	52,525.2	26,262.6	51,765.6	25,858.0	62,000.00	31,000.00
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	53,539.2	26,769.6	52,712.8	26,328.4	63,000.00	31,500.00
50	1,390,000	1,355,000	~	54,553.2	27,276.6	53,660.0	26,798.8	64,000.00	32,000.00

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ▶ 上の表は、宮崎県における全国健康保険協会管掌健康保険の令和4年3月分以降の保険料です。保険者・年月・地域によって保険料は異なりますので、ご注意ください。